

「個人情報の保護に関する指針」(理事会決議)(案)に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 17 年 2 月 9 日
日本証券業協会

本協会では、「個人情報の保護に関する指針」(理事会決議)(案)について、平成 17 年 1 月 18 日から同 1 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

本件に関しお寄せいただいたコメント及びこれまで協会員からいただいた意見・質問のうち、主な意見・質問の概要及びこれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

1. 意見(9件)

番号	条	概要	本協会の考え方
1	第 3 条 解説【特別会員における利用目的の特定】(1)	「公共債窓販業務、投信販売業務、証券仲介業務等、法律により営むことができる業務」とされているが、 <u>公共債窓販</u> 、と <u>投信販売</u> の表現の統一を図り、 <u>窓販</u> にすべきと考える。	ご意見の趣旨を踏まえ、「金融機関の証券業務に関する内閣府令」の規定に沿って、「公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務及び証券仲介業務等」と修正しました。
2	第 4 条	顧客と信用取引を開始する際には、当初の取引開始時の利用目的を、改めて明示しておく必要があるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえて、第 4 条解説(1)に、「信用取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることが望ましい」と追記しました。
3	第 4 条	発行日決済取引は、信用取引と同様に、「証券取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」に定めるところにより、会員が、顧客から保証金の預託を受け、当該顧客に対し信用の供与を行っていることから、与信事業に追加する必要があるのではないか。	ご意見のとおり、第 4 条(与信事業の利用目的)に、「発行日決済取引」を加え、同条の適用対象としました。
4	第 6 条 解説(3)	次の場合を「法令に基づく場合」の具体例として例示してもらいたい。 株券等の保管及び振替に関する法律第 31 条(実質株主の通知) 預金保険機構が預金保険法附則第 7 条に基づき行う債務者等の財産調査 民事執行法第 147 条(第三債務者の陳述)	第 6 条解説(3)及び第 14 条解説(2)に、具体例として追記しました。

番号	条	概要	本協会の考え方
5	第 8 条 解説(2)	名簿作成会社等の第三者から個人情報を取得できるとした上で、「二次的に個人情報を取得する場合において、 <u>一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を取得しているかについて不審を抱く事情があれば、確認しなければならない</u> 」とされているが、金融分野ガイドラインと平仄を合わせ、「 <u>当該情報が漏えいされた個人情報であることを知った上で当該情報を取得すべきではない</u> 」と修正してはどうか。	協会員は、個人情報の不正取得の防止のため、二次的に個人情報を取得する場合において、一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を取得しているかについて不審を抱く事情があれば、当然に、その事情を確認する必要があると考えます。したがって、原案どおりとします。
6	第 14 条 解説(9)	(9)の具体例の から までは、協会員が委託先に委託するケースであるが、逆に、 は協会員が委託を受けるケースの例示となっている。 のようなケースは「協会員が業務委託契約に基づいて個人データ等の提供を受ける場合」と別項目としてはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえて、第 14 条解説(10)「協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例」と別項目としました。
7	第 14 条 解説(9)	協会員が委託を受けるケースとして、次の具体例を例示願いたい。 協会員が、上場会社から、株主総会の運営に関し、株主への連絡事務等の委託を受け、当該上場会社から株主に係る個人データの提供を受ける場合 協会員が、上場会社等の従業員持株会から、持株会会員への連絡事務等の委託を受け、当該従業員持株会から、持株会会員に係る個人データの提供を受ける場合 協会員が、上場希望会社から、上場支援・上場審査のため、当該会社の株主・役職員・取引先に係る個人データの提供を受ける場合	第 14 条解説(10)に、具体例として追記しました。
8	第 14 条 解説(10)	証券仲介業においては、本指針の「委託」という整理のほか、「本人の同意」又は「共同利用」としても整理ができるので、その旨を記載願いたい。	ご意見を踏まえて、「会員と特別会員との間、又は協会員と証券仲介業者との間の証券仲介業務に関し取得した個人データの授受については、『本人の同意を得る方法』、『委託の場合』又は共同利用の場合』と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。」と修正しました。

番号	条	概要	本協会の考え方
		証券仲介業においては、その取引形態・業務内容から見て、会員と特別会員との間、協会員と証券仲介業者との間で、顧客の個人データが相互に提供されることにつき、当然に顧客の同意があるものと推定できるのではないか。	顧客は、証券仲介業務に係る取引に当たっては、その取引の形態等から見て、協会員（会員・特別会員）及び証券仲介業者が証券仲介業務に関し取得した個人データが、会員と特別会員との間、又は協会員と証券仲介業者との間で相互に提供されることが予想できることから、第三者提供について本人の同意を事実上推定できるものと考えます。ただし、この場合であっても、会員、特別会員及び証券仲介業者は、顧客から書面等により、本人の明示的な同意を得ることが望ましいと考えます。
9	第14条 解説(1)	個人データを第三者提供する場合の留意事項として～が列挙され、いずれに当たるか確認することを求めているが、そもそも～は、「第三者に該当しない」ので、明確にしておくべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえて、修正しました。

2. 質問 (38件)

番号	条	概要	本協会の考え方
1	第1条	保護法上、個人情報取扱事業者から除外される者(例えば、個人情報データベースの合計が5,000件を超えない法人専門の金融機関等)も、日証協の協会員については、金融分野ガイドライン及び指針の対象となると判断して良いか。	本指針は、すべての協会員を対象とするものであり、協会員各社では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、解説欄の具体例・参考例を参考に、各社の業務態様等に応じて必要な措置を講ずる必要があります。
2	第2条 1項1号	上場審査の際に、申請会社から入手する株主、役員及び取引先の代表者等の情報は、個人情報保護法が規定する「個人情報」に該当するか。 該当する場合、これら株主等の個人に対し、直接、利用目的を通知する必要があるのか。	ご質問の上場申請会社の株主、役員及び取引先の代表者等の氏名及び生年月日等は、個人情報に該当します。 あらかじめ利用目的を公表している場合には、本人への通知の必要はありません。
3	第2条 解説 1(1) 二	「信用取引口座設定約諾書」については、信用取引口座を開設している事実、顧客の氏名・住所が記載されていること	「信用取引口座設定約諾書」に記載された氏名及び住所等が個人情報に該当します。

番号	条	概要	本協会の考え方
		から、個人情報に該当するのか。	
4	第2条 解説 1(1) へ	「顧客との通信文書」は、顧客の氏名等が記入されたものという理解で良いか。	DM、アンケート葉書、取引報告書及び取引残高報告書など、顧客の氏名及び住所等の個人情報が記載された全ての通信文書が該当します。
5	第2条 解説 1(1)	経済産業省ガイドラインでは、氏名及び会社名を含んだメールアドレスは個人情報とされているが、金融分野においても同様か。	特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当します。
6	第2条 解説 1(1) 八	官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報を取得した場合にも、顧客に対する通知が必要となるのか。	あらかじめ利用目的を公表している場合には、本人への通知の必要はありません。
7	第2条 解説 2	「外務員が、自分の外務行為のみに利用するため、個人的に、自分専用PC(本人しかアクセスできない)のデスクトップ上に作成した見込客・顧客リストで、氏名の50音順等検索可能な状態にあるもの」は、「個人情報データベース等」に当たらないと考えて良いか。	外務員が専ら個人的にパソコンで作成した顧客リストが、氏名の五十音順等により検索可能な状態のものであって、顧客への証券取引の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合には、「個人情報データベース等」に該当することがあると考えます。
8	第2条 解説 2(1)	従業員等が取引先等より受領した名刺を名刺ホルダーで各人管理しており、他の者が利用しない場合は、個人情報データベースに該当しないとの認識で良いか。	従業員等が各人の名刺ホルダーにおいて氏名の五十音順等一定の方式により分類整理している名刺については、それを他の者が利用しない場合であっても、顧客への証券取引の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合には、「個人情報データベース等」に該当することがあると考えます。
9	第2条 解説 2(2)	取引先の過去の担当者の名刺は、個人情報データベースに該当しないという認識で良いか。	取引先の過去の担当者の名刺(個人情報)が、コンピューターに入力・処理又は氏名の五十音順等一定の方式により分類整理されるなど、容易に検索可能な状態に置かれている場合であっても、顧客への証券取引の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合には、「個人情報データベース等」に該当することがあると考えます。
10	第2条 解説 2(2)	法人の取引先情報を取引先ごとに電子ファイルで入力していて、そのファイル(例えばワード・エクセル等)の中に個人名がランダムに入力されており、業務上個人の検索を全く意識していない	個人名といった特定の個人情報が、当該電子ファイルにおいて氏名の五十音順や口座番号順等により検索可能な状態にある場合には、「個人情報データベース等」は該当します。

番号	条	概要	本協会の考え方
		場合には、個人が検索可能な状態といえないという理解で良いか。	
11	第2条 解説 2(2)	<p>外務員が作成する「営業日報」には、個人の氏名等が混然と記載されており、特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成されていないと考えるが、混然と記載されている個人情報は「個人データ」に該当しないと考えてよいか。</p> <p>同様に、「営業日報」がシステム化されている場合はどうか。</p>	<p>ご質問のような「営業日報」は、その中に顧客の氏名などが混然と記載されており特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成されていないと考えられるため、混然と記載されている個人情報は、「個人データ」には該当しないと考えます。</p> <p>同様に顧客の氏名などが混然と記載されていて特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成されていないものであれば、「個人データ」には該当しないと考えます。</p>
12	第2条 解説 3(2)	<p>「取引先企業等が自社のホームページ等で公表している役員の情報」を「個人データ」に該当しない例として追加してもらいたい。</p> <p>個人情報データベース等からプリントアウトした公知情報（例えば、上場企業の社長名のみ）を第三者提供する場合、本人の同意を得ないといけないのは実務的でない。</p>	<p>保護法上は、「取引先企業等が自社のホームページ等で公表している役員の情報」も個人情報に該当し、協会員において、「個人情報データベース等」として処理された場合には、「個人データ」に該当すると考えます。</p>
13	第4条	<p>当社では、新規口座の開設時にすべての顧客から信用取引が発生するとの前提で、信用取引に係る利用目的を明示、同意を取るようにしたいと考えているが、問題はあるか。</p>	<p>顧客が初めて信用取引、発行日決済取引又は保護預り有価証券の担保貸付の申込を行うに際して、利用目的を明示し同意を得ることが望ましいと考えます。</p>
14	第4条	<p>先物・オプション取引は、与信事業に該当し、本人から書面による同意が必要となるのか。</p>	<p>先物取引・オプション取引は、信用取引と異なり、協会員に、顧客に対する有価証券の買付代金又は売付有価証券を貸し付けるという与信行為がないため、金融分野ガイドライン上の与信事業には当たらないと考えます。</p>
15	第4条	<p>MMFのキャッシングは与信事業に該当し、本人からの書面による同意が必要となるのか。</p>	<p>金融分野ガイドライン第3条第3項が、与信事業に際して個人情報を取得する場合に、利用目的に関して本人の同意を求めることとした趣旨は、与信事業の場合には、本人が希望しない利用目的を拒否しがたい状況にあることによるものです。</p>

番号	条	概要	本協会の考え方
			<p>MMFのキャッシングは、本人が希望しない利用目的を拒否しがたい状況にはなく、顧客の証券取引口座の開設等の取引開始時に一体として締結される契約であり、かつ、専ら流動性の便宜を図るためのものであります。</p> <p>したがって、本条項の趣旨に照らし、ご照会の場合については、本人からの書面等による同意を得る必要はないと考えます。</p>
16	第4条	証券金融会社に融資の斡旋を行うに伴って取得した個人情報、本条の対象外という認識で良いか。	ご質問のケースでは、「融資」という与信事業を行う者は証券金融会社であり、証券金融会社において、書面等による利用目的の明示及び本人の同意手続きが取られるものと考えます。
17	第6条	不公正取引防止の観点から、口座開設時等に反社会的勢力かどうかの審査のために個人情報を取得、利用する場合には、第6条第3項の適用除外の規定が適用され、利用目的を特定する必要はないと解釈できるか。	協会員が、不公正取引の排除のため、口座開設時等に、反社会的勢力かどうかの審査に個人情報を利用する場合には、第6条第3項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができると考えます。
18	第6条 解説(3)	外国の証券市場当局等政府機関から、個人情報に係る照会があった場合、「法令に基づく場合」を理由に提供することができるのか。	保護法第16条第3項第1号に規定する「法令に基づく場合」については、外国の法令は含まないと解されており、同号を理由に提供することはできないと考えられますが、例えば、当該照会が、同項第3号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると判断されるときは、提供できるものと考えます。
19	第7条	日証協規則上、協会員に義務付けられている「顧客カード」の記載事項のうち「投資目的」、「資産の状況」、「有価証券投資の経験の有無」、「顧客となった動機」について、詳しく記載すれば、機微情報に触れるものが出てくる	本協会では、適合性原則（証取法第43条第1号、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第2条第2号）の徹底を図るため、同規則第4条第1項において、協会員に対し「顧客カード」の作成・整備を義務付け

番号	条	概要	本協会の考え方
		<p>と考えられます。</p> <p>当該「顧客カード」記載事項のうち「機微情報」に該当するおそれのあるものについては、今後、記載しないか黒塗りにしなければならないのか。</p> <p>例えば、顧客が、「顧客となった動機」欄に「自分も信じている宗教団体の さんの紹介」のようなことを記入する場合があるが、書き換えてもらった方が良いのか。</p>	<p>ています。これは、顧客の属性等を把握し、顧客に不適合な取引が行われないようにするものであり、そのために必要な機微(センシティブ)情報の取得、利用は、証取法及び証券業協会規則に基づくものとして、「法令等に基づく場合」に該当し、可能であると考えます。したがって、ご質問のケースでは、顧客に書き換えてもらう必要はないと考えます。</p> <p>機微(センシティブ)情報については、不適正な取得、利用及び第三者提供がないよう、特に厳正な管理が必要となります。</p>
20	第7条	<p>不公正取引防止の観点から、新聞・雑誌等に掲載されている犯罪歴(機微(センシティブ)情報を収集し、口座開設の審査等に利用する場合に、このような犯罪歴の取得・利用はできるのか。</p> <p>また、上記の口座開設の審査等のために、当該情報をコンピューターに入力・処理した個人データは、本指針第2条第4号口に該当し、「保有個人データ」には当たらないと理解して良いか。</p>	<p>ご質問のような新聞等に掲載された「公知の情報」は、機微(センシティブ)情報には該当しないことから、その取得・利用は可能であると考えます。</p> <p>「当該個人データの存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」があるものであれば、第2条第4号口に該当すると考えます。</p>
21	第7条 解説(2)	<p>当社では、顧客から受け入れた本人確認書類(運転免許証を含む)を画像としてシステムに取り込みデータベース化している。この場合、単にデータベースの中で保管しておく分には、「運転免許証」記載の本籍地について、別途黒塗り等の措置は必要ないと考えて良いか。</p>	<p>平成17年4月1日以後、顧客から機微(センシティブ)情報が記載された本人確認書類の提出を受けた場合には、画像として取り込む前に当該機微情報を黒塗りする必要があります。一方、同日前のものについては、黒塗り等の措置は必要ありませんが、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできません。</p>
22	第7条 解説(2)	<p>運転免許証では、本籍地と住所が同じ場合、本籍地欄に地番が記載され、住所欄は「同上」とされています。この場合、本籍地欄に記載された地番は黒塗りできないが、どのように対応すれば良いか。</p>	<p>本籍地と住所が異なる場合には、速やかに、当該本籍地を黒塗りしておく等の措置が必要となりますが、ご質問の本籍地と住所が同一の場合には、特に、このような黒塗り等の措置は必要ありません。</p>
23	第7条	<p>上場審査において、証券取引所の規則</p>	<p>ご質問のケースが、証券取引所の規則</p>

番号	条	概要	本協会の考え方
	解説(3)	に基づき、上場予定の発行会社から当該発行会社の役員及び株主等の本籍地・犯罪歴(機微(センシティブ)情報)を取得、証券取引所に提供する場合がありますが、当該取得、提供は、いずれも「法令等に基づく場合」に該当し、例外的に認められると理解して良いか。	に基づき行われるものであれば、当該機微(センシティブ)情報の取得、利用及び第三者提供は、第7条第1項第1号に規定する「法令等に基づく場合」に該当し、例外的に認められると考えます。
24	第7条 解説(3)	証券取引等監視委員会の検査、証券業協会の監査及び証券取引所の考査等において、顧客の本人確認書類(運転免許証)の提出を求められた場合で、当該顧客の運転免許証が平成17年4月1日前に提出を受けたものであるときは、本籍地を黒塗りしたうえで、証券取引等監視委員会等に提出しなければならないのか。	証券取引等監視委員会の検査等において本人確認書類(運転免許証)を提出する場合には、「法令等に基づく場合」に該当し、本籍地を黒塗りする等の措置は必要ありません。
25	第7条 解説(3)	登録外務員について、当該外務員に欠格事項・証取法第28条第1項第9号ハ又はトに該当する事実があった場合には、証券業協会にその旨を届け出るが、当該届出は、「法令等に基づく場合」に該当するとの理解で良いか。	ご質問の登録外務員の欠格事項の届出は、証取法第64条の4に基づくものであり、「法令等に基づく場合」に該当します。
26	第7条1 項7号	顧客が傷病等により判断能力を欠く事態に陥ったような場合、適合性の把握・徹底のため、本人又はその家族からそのような情報を知り、社内で記録することがありますが、第7号により取得、利用が認められると理解して良いか。	協会員は、証取法及び証券業協会の規則により適合性原則の徹底を求められており、そのために必要な事項としてご質問の内容の情報を取得・利用する場合は、第7条第1項第1号「法令等に基づく場合」に該当し、その取得・利用が認められると考えます。
27	第7条1 項7号	万一将来、株式の買付代金の立替え等が発生した場合の立替金の回収のために、口座開設段階で、顧客の同意を得て、顧客の本籍地情報を取得、利用することは、本号に該当し認められると考えて良いか。	ご質問のような、証券取引の口座開設時において「万一将来、株式の買付代金の立替え等が発生した場合の立替金の回収のため、顧客の本籍地(機微(センシティブ)情報)を取得すること」は、機微(センシティブ)情報の例外的な取得、利用及び第三者提供を認めた第7条第1項第7号には該当しないと考えます。
28	第9条2 項	証券取引口座の名義人を未成年者とし、当該取引の発注・管理等を保護者等の法定代理人が行う場合には、利用目的は、当該法定代理人に明示しておくこと	ご質問のケースでは、法定代理人に対し利用目的を明示する必要があります。

番号	条	概要	本協会の考え方
		で良いか。	
29	第9条 解説(2) 第14条解 説 (6) 第15条解 説(1)	「公表」方法の具体例の「ホームページへの掲載」に関し、経済産業省ガイドラインでは、「自社のウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載」とされているが、この指針では、このような限定はないと理解して良いか。	本指針において、特に例示はしておりません。
30	第9条 解説(5)	投資信託を取扱う特別会員が、証券取引の口座開設時に申込書等で利用目的を明示していれば、その後の投資信託の取引においては、その都度、利用目的の明示は不要という理解で良いか。	その後の投資信託の取引において、顧客情報の利用目的の範囲が、当初に明示した利用目的の範囲内であれば、その都度、利用目的を明示する必要はありません。
31	第11条	組織的安全管理措置として、「個人データの管理責任者」の設置が義務付けられているが、当該管理責任者名を日証協に届け出る必要はあるのか。また、安全管理に関する各種社内規程等の日証協への届出義務は課されるのか。 取扱規程については、協会各社で事務フロー等が異なるものの、監査及び協会の処分・勧告の対象となることから、協会に対し、基本モデルを提供する必要があるのではないか。	個人データの管理責任者及び安全管理に関する各種社内規程等の本協会への届出については、別途検討いたします。 安全管理に係る取扱規程については、協会各社毎に事務フローが異なるため、協会全社に共通する雛形の作成は難しいと考えます。
32	第11条	金融分野安全管理措置実務指針では、「個人データの安全管理に係る基本方針を策定し、当該基本方針を公表する」と規定されているが、本指針では公表について記載されていない。公表についてはどう考えれば良いか。	「個人データの安全管理に係る基本方針」については、金融分野安全管理措置実務指針に基づき、公表する必要があります。
33	第12条	登録金融機関を子会社に持つ持株会社が、当該登録金融機関の社員情報を管理している場合、協会と同様に、指針を遵守する必要があるのか。その場合、子会社が委託先である持株会社を監督することとなるのか。	本指針は、協会に適用されるものであり、協会ではない当該持株会社は対象としておりません。ただし、協会が持株会社に個人データの取扱いを委託する場合には、保護法等に基づき、個人データの安全管理が図られるよう、当該持株会社に対し必要かつ適切な監督を行う必要があります。
34	第14条	監査法人又は公認会計士による外部監査において、顧客の個人情報を当該監	会員と監査法人等との間で業務委託契約が締結され、外部監査が行われる場合

番号	条	概要	本協会の考え方
		査法人等に提供します。この場合、監査法人等は、委託先として「第三者」には該当しないという理解で良いか。	には、監査法人等は委託先となり、「第三者」には該当しないと考えます。
35	第15条 1項5号	第1項5号の「その苦情の解決の申出先」とは具体的にどのような表記をすればよいのでしょうか。例えば、「お近くの証券あっせん・相談センター」で良いのか。	本協会は、認定個人情報保護団体として必要な体制の整備を図り、認定申請を行う予定であります。本協会（同認定保護団体）の「苦情の解決の申出先」については、当該認定を受けた後に、お知らせいたします。
36	第16条	証取法に基づく「取引報告書」又は「取引残高報告書」を交付した直後に、顧客から、個人情報保護法に基づき同一の内容（保有個人データ）の開示請求があった場合には、協会員は、本指針第16条第1項第2号の「協会員の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合」に該当し、不開示とすることができますと理解して良いか。	ご質問のケースであっても、保護法上、不開示とする取扱いはできないと考えます。なお、本人からの開示請求が、第16条第1項各号に該当する場合は、その全部又は一部を不開示とすることができます。
37	第20条	開示請求手続きにおいて、本人が既存顧客の場合、口座開設時に本人確認を済ませているので、その後は届出印（WebであればID及びパスワード）で本人確認を行うことで差し支えないか。	本人から開示等の請求があった場合の本人確認は、本人確認法の規定に基づく確認手続きを基本としつつ、ご質問のように既存顧客で既に本人確認が行われている場合には、疑わしい事情がない限り、届出印（WebであればID及びパスワード）で本人確認を行うことで差し支えないものと考えます。
38	その他	本指針の制定後、4月1日までに、会員向けに実務的な説明会、研修会等を開催する予定があるのか伺いたい。	本指針の内容等について周知するため、各地区協会において説明会・研修会を開催いたします。

以 上